

其價值金を本番賃金に組入れる事にせり

一、賃金組入額は丁年以上の男子一工に付二十三錢、未丁年者及女子一工に付二十錢とす

特價品の價值金は大正十二年下半年及大正十三年上半期の最近滿一ヶ年間に於ける實績が一工當り平均十三錢になるが價值金は特價品を多く取る人と少く取る人とに依り不同あるを以て此点を考慮し更に餘裕を充分に見込んで一工に付十錢を加へ合計二十三錢とせり

未定年者及女子は酒の價值金が少ないので之を斟酌し一工に付三錢を減じ二十錢と定めたり

二、請負作業で本番賃金に組入れくも實收に影響なきものには請負單價を改正して其所得に影響せしむることにす

三、特價品が廢止になつても坑内の「ガス、ピット」の類は矢張従前通りとす

(三) 特價米價值金加算に相應する特別増賃の件

高米労働者退職等の場合には其退職手當特別保護金等の計算の標準賃金に特價米の價值金を加算する事にしたので安米鑛夫に對しては之との割合上特價米價值金と同額を本番賃金に増額する事にせり。つまり安米鑛夫は請負だから本番賃金に組入れても實收に影響なく退職等の場合にだけ増す譯で結局高米労働者が退職等の場合に標準賃金に加算するのと同じ事になるなり

其増賃額は、大正十二年下半年期及大正十三年上半期の最近滿一ヶ年間に於ける特價米價值金定賃五十錢以上の者(従來二斗五升今度一日一升の者)の一工當り平均十九錢三厘となるのを標準として左の通り定める

- 五十錢以上のものには 二十錢
- 五十錢未満のものには 十二錢

右の通り本番賃金は増加するも實收に影響させないから安米鑛夫の請負の歩合は夫れだけ減少することとなる

(四) 退職手當條件改正の件

退職手當は他の會社工場と比較すると餘程長くなつて居る且つ自己の都合に依る退職の場合に三分の一になること及勤続十年以上にして年齢五十才以上に非ざれば全額でないことは最も長くしてある會社工場に於ても同様なることになつて居る。自己の都合の場合には全く給與せない會社が多いので退職手當の規程を改正する必要はないと思ふけれども諸君が非常に希望して居るから其希望の点を考へ此際適當と認むる改正を爲すことにせり

一、從來の規定では自己の都合で退職する場合は坑内外を問はず勤続十年以上年齢五十歳以上にならなければ全額を給與しない事になつて居たが坑内労働には特殊の勞苦があるから此点を斟酌し坑内労働者は勤続十年以上にして年齢滿四十五歳以上になれば自己の都合を以て退職する場合でも全額と給與する事とす